

概要版



芝山町 第6次障がい福祉計画・ 第2次障がい児福祉計画



芝山町

計画策定の経緯

本町では、平成30年3月に障害者基本法に基づき「芝山町第4次障がい者計画・第5次障がい福祉計画・第1次障がい児福祉計画」を策定し、“互いに自立し、すべての町民と共に支えあい、交流する福祉のまち”を基本理念として、広範な障がい者福祉事業やサービスの提供に取り組んできました。

障がい者を取り巻く状況が大きく変化している中、本町においても、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進していく必要があります。「第4次障がい者計画」は計画期間を平成30年度から令和5年度としていますが、この度「第5次障がい福祉計画」「第1次障がい児福祉計画」が令和2年度末で終了することから、国の障がい者施策や近年の動向を踏まえ、「第6次障がい福祉計画」「第2次障がい児福祉計画」として改訂することとなりました。

計画期間

「芝山町第6次障がい福祉計画・第2次障がい児福祉計画」の期間は、令和3年度から令和5年度までの3か年とします。

なお、これらの計画は、社会状況の変動等に柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行うものとします。

平成30年度 2018	令和元年度 2019	令和2年度 2020	令和3年度 2021	令和4年度 2022	令和5年度 2023
----------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------

第4次障がい者計画（平成30年度～令和5年度）

↓ 本計画による改正

第5次障がい福祉計画	第6次障がい福祉計画
第1次障がい児福祉計画	第2次障がい児福祉計画



芝山町キャラクターしばっこくん

計画の目指すところ

「芝山町第4次障がい者計画」の考え方を踏襲して、以下のとおり、基本的考え方や理念を定めました。

(1) 計画の基本的考え方

「芝山町第6次障がい福祉計画・第2次障がい児福祉計画」は、障害者権利条約の理念と障害者基本法の基本原則にのっとり、次の5本柱を主に、各種支援施策の適正実施を図るものです。

- ① 地域社会における共生等
- ② 差別の禁止
- ③ 社会のあらゆる場面における利便性の向上
- ④ 各分野の緊密な連携による総合的な支援の提供
- ⑤ 障がい特性等に配慮したきめ細かい支援

(2) 計画の理念

障がいの有無や、年齢・状態等の違いに関わらず、本町のすべての町民が、希望に満ちた暮らしを目指し、地域で共に暮らしながら、手助けを必要としている方を地域全体でサポートすることが重要になっています。

本計画においても、これらの考え方を踏襲すると共に、第4次障がい者計画の基本理念である「互いに自立し、すべての町民と共に支えあい、交流する福祉のまち」を目指し、地域住民と行政との協働・連携・共生による福祉社会の実現に向けた取組を積極的に推進するものとします。

第4次芝山町障がい者計画の基本理念

**互いに自立し、すべての町民と共に支えあい、
交流する福祉のまち**

この理念は、障がいのあるなしに関わらず、誰もが互いに自立し、すべての町民が喜びや生活の充実を味わうと共に、連携と共生の考え方によって、支えあいのある地域社会を実現していくことを表しています。

この基本理念に基づき、町民の誰もが尊重され、安心して地域の中で自分らしくいきいきと暮らせる芝山町を目指します。

第6次障がい福祉計画

第6次障がい福祉計画の基本方針

第6次障がい福祉計画は、次の5つの基本方針に基づいて推進します。

1 サービス提供体制の充実

- ①本計画の策定にあたり障がい者（児）本人に実施したアンケートによると、障害福祉サービスの利用意向は障がい種別によっても多岐にわたり、利用意向にあわせたサービスの基盤整備が必要となっています。障がいのある方の多様なニーズに対応できるよう、訪問系、日中活動系、居住系、地域生活支援事業の各サービスについて、事業者の参入に努めながら、適正なサービス提供が行えるような体制を整備していきます。障がいのある方の高齢化や重度化に対応できるよう、医療と福祉や、近隣市町との連携を強化し、医療的ケアに対応可能な事業所誘致を図ります。

2 就労に向けた支援の充実

- ①本計画の策定にあたり障がい者（児）本人に実施したアンケートによると、雇用に結びつくまでの支援や、生活就労後のフォローなど就労に向けて様々な支援が必要です。
- ②障がいのある方の地域における自立を支援するため、雇用・就労の支援に向けた取組を推進します。福祉施設から一般就労への移行に際しては、就労に向けたアセスメントのできる人材の確保を含めた就労アセスメント体制の構築に努めます。また、福祉施設や教育機関、ハローワーク（公共職業安定所）や地域の企業と協力し、包括的に雇用の促進に努めます。

3 居住の場の確保に向けた支援の充実

- ①本計画の策定にあたり障がい者（児）本人に実施したアンケートによると、自宅等で家族と暮らすことを希望する方が多くみられました。施設や病院で暮らす障がい者が、地域社会に復帰し、地域で自分らしい暮らしを実現していくことができるよう、障がいに応じた居住の場の確保に努めます。

4 障がい児への支援体制の充実

- ①障がい児個人の特性や年齢、状況に合わせた適切な支援が行われるよう、障がい児の相談支援体制の構築をはじめ、サービス提供体制の充実を図ります。療育支援の場や、学齢期の障がい児の居場所、医療的ケアの必要な重症心身障がい児（重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態にある児童）への支援についても、関係機関との連携を強化し、サービス提供基盤の確保に努めます。

5 相談支援体制の充実

- ①障がいのある方が地域で自立した生活を送るためには、サービスの利用を支える相談支援体制が不可欠です。また、本計画の策定にあたり障がい者（児）本人に実施したアンケートによると、相談支援体制の充実への希望が多くみられました。
- ②障がいのある方が必要とするサービスを適切に利用できるよう、計画作成の質の向上の支援、相談支援に係る課題の共有等、相談支援体制づくりの構築に努めます。また、町と相談支援員との連携を強化し、身近な相談支援体制の充実を図ると共に、山武圏域自立支援協議会を活用し、幅広いニーズに対応できるネットワークづくりを推進します。

障害福祉サービス及び地域生活支援事業のサービス見込量

障害福祉サービス及び地域生活支援事業のサービス見込量は、第5次計画の実績や利用者数の増加率、今後の基盤整備の動向等を勘案しつつ、次のとおり設定します。

障害福祉サービス（ひと月あたり）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問系	7人	6人	5人
	180時間	161時間	143時間
	平均60時間	平均54時間	平均48時間
日中活動系	61人	63人	66人
	1,162人日	1,214人日	1,273人日
居住系	18人	19人	20人
相談支援	47人	47人	48人

地域生活支援事業	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
相談支援事業	1か所	1か所	1か所	
意思疎通支援事業（手話通訳者派遣事業）	2人	2人	2人	
日常生活用具 給付等事業	介護・訓練支援用具	1件	1件	1件
	自立生活支援用具	1件	1件	1件
	在宅療養等支援用具	1件	1件	1件
	情報・意思疎通支援用具	1件	1件	1件
	排泄管理支援用具	25件	25件	25件
	住宅改修	0件	0件	0件
移動支援事業	7人	7人	7人	
	123時間	123時間	123時間	
成年後見制度利用支援事業	1か所	1か所	1か所	
日中一時支援事業	19人	23人	28人	
	210回	258回	319回	

成果目標

第6次障がい福祉計画に定める成果目標については以下のとおりです。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

区分	令和元年度（実績値）	令和2年度（現状値）	令和5年度（目標値）
福祉施設の入所者数	7人	7人	7人
地域生活移行者数	0人	0人	1人
地域生活への移行割合	0.0%	0.0%	14.2%
施設入所者の削減数	0人	0人	0人
施設入所者の削減割合	0.0%	0.0%	0.0%

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

区分	令和2年度（現状値）	令和5年度（目標値）
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	2人	2人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	0人	0人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	3人	3人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	0人	0人

保健、医療及び福祉関係者 による協議の場	令和元年度 （実績値）	令和2年度 （現状値）	令和3年度 （目標値）	令和4年度 （目標値）	令和5年度 （目標値）
開催回数	5回	2回	7回	7回	7回
関係者の参加者数（延人数）	85人	26人	119人	119人	119人
目標設定及び評価の実施回数	5回	2回	7回	7回	7回

(3) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点の設置箇所数は令和5年度末までに山武圏域で1か所の設置を目指します。また、地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数は令和3年度以降、年1回以上の実施を目指します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

区分	令和元年度 (実績値)	令和2年度 (現状値)	令和5年度 (目標値)
一般就労への移行者数	1人	0人	1人
移行支援事業	0人	0人	0人
就労A型	1人	0人	1人
就労B型	0人	0人	0人

就労定着支援事業利用者の令和5年度の目標値は、一般就労移行者のうち、7割以上の利用とします。就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の令和5年度の目標値は、7割以上とします。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

区分	令和2年度 (現状値)	令和3年度 (目標値)	令和4年度 (目標値)	令和5年度 (目標値)
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	無	無	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	0件	0件	1件	1件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	0件	0件	1件	1件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	0回	0回	1回	1回

令和4年度から山武圏域3市3町で基幹相談支援センターを共同設置し、山武圏域における中核的な相談支援機関として、支援困難な障がい者等への相談等、総合的・専門的な支援を実施します。

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

区分	令和2年度 (現状値)	令和5年度 (目標値)
障害福祉サービス等による各種研修の活用	有	有
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	有	有

発達障がい者等に対する支援

発達障がい者等の早期発見・早期支援には、発達障がい者等及びその家族等への支援が重要です。今後、必要な支援を精査し、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムを実施することで、保護者が身近なところで子育て支援を受けることができるような体制づくりを検討します。また、発達障がい者の子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親であるペアレントメンターの育成についても検討します。さらに、発達障がい者等の当事者同士が親睦を深める場であるピアサポート活動の実施についても検討します。

第2次障がい児福祉計画

第2次障がい児福祉計画の基本方針

第2次障がい児福祉計画は、次の6つの基本方針に基づいて推進します。

1 ▶ 身近な場所で提供する体制整備

- ①子ども・子育て支援法においては、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、すべての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されています。
- ②同法に基づく教育・保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等とも連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から高等学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ります。

2 ▶ 地域支援体制の構築

- ①障がい種別や年齢別のニーズに応じて、障害児通所支援等のサービスを身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の充実に努めます。
- ②障がい児に身近な場所で支援を提供する児童発達支援センターについて、圏域による設置の検討を進めます。
- ③障害児通所支援及び障害児入所支援施設は、障がい児支援の両輪であるため、県とも連携をとりながら体制整備を進めていきます。また、障害児通所支援及び障害児入所支援施設は、障がい児に対し、質の高い専門的な発達支援を行う機関であることから、支援の質の向上と支援内容の適正化に係る指導・支援を図っていきます。

3 ▶ 保育、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

- ①障害児通所支援の体制整備にあたっては、保育所や放課後児童健全育成事業等の子育て支援施策との緊密な連携を図ることが重要になっています。また、障がい児の早期の発見及び支援を進めるため、母子保健施策との緊密な連携を図ると共に、保育・教育・就労支援等の分野から包括的な支援体制の構築を図ります。
- ②障がい児支援が適切に行われるために、就学時及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれることも含め、学校、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、就労移行支援等の障害福祉サービスを提供する事業所等による緊密な連携体制の構築を促します。

4 ▶ 地域社会への参加・包容の推進

- ①保育所等訪問支援を活用し、障害児通所支援事業所等が保育所や放課後児童健全育成事業、小学校、特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築し、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図ります。

5 ▶ 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

- ①重症心身障がい児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等の障害児通所支援が受けられるように、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所との連携を強化し、必要な方に必要なサービスが行きわたるように努めます。
- ②医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられるように、自立支援協議会・障害児部会において関係機関と協議することで支援体制の充実に努めます。

- ③また、心身の状況に応じた保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野の支援が受けられるよう、必要に応じ保健所、病院・診療所、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、保育所、学校等の関係者が連携を図るための協議の場を設けること等により、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制の構築を図ります。なお、この場においては、医療的ケア児の支援が学齢期から成人期に円滑に引き継がれるよう、協議していきます。
- ④強度行動障がいをもつ障がい児に対して、障害児通所支援等において適切な支援ができるよう、支援方策を検討します。
- ⑤虐待を受けた障がい児等に対しては、心理的ケアを提供することにより、障がい児の状況等に応じたきめ細やかな支援を行うよう努めます。

6▶ 障害児相談支援の提供体制の確保、子ども・子育て支援新制度の「利用者支援事業」との連携

- ①障害児相談支援は、障がいの疑いの段階から障がい児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うと共に、支援を行うにあたって関係機関をつなぐ等の重要な役割を担っています。このため、障がい児の相談支援は子ども・子育て支援新制度の「利用者支援事業」との連携を図りながら、質の確保と向上を目指して、支援提供体制の構築を図るものとします。

障がい児支援サービスの見込量

第2次障がい児福祉計画のサービス見込量は、第1次計画の実績や利用者数の増加率等を勘案しつつ、次のとおり設定します。

障害児支援（ひと月あたり）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	17人	18人	19人
児童発達支援	6人	5人	5人
	80人日	70人日	70人日
医療型児童発達支援	0人	0人	0人
	0人日	0人日	0人日
放課後等デイサービス	15人	15人	15人
	370人日	370人日	370人日
保育所等訪問支援	1人	1人	1人
	2人日	2人日	2人日
居宅訪問型児童発達支援	0人	0人	0人
	0人日	0人日	0人日
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	1人	1人	1人

成果目標

第2次障がい児福祉計画に定める成果目標については以下のとおりです。

区分	令和2年度 (現状値)	令和5年度 (目標値)
児童発達支援センターの設置数	0か所	1か所
保育所等訪問支援の体制の構築	0か所	1か所
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置数	0か所	1か所
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	0か所	1か所
医療的ケア児が適切な支援を受けられるための関係機関の協議の場の設置数	1か所	1か所
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	1人	1人